

★産前産後期間の届出をすると国民年金保険料が免除されます！

国民年金第1号被保険者の方が出産した場合、産前産後期間の国民年金保険料が一定期間免除されます。免除となるには届出が必要です。お近くの年金事務所または市保険課で手続きをお願いします。

【対象となる方・届出時期】

- 国民年金第1号被保険者で平成31年2月1日以降に出産された方が対象です。
※妊娠85日（4カ月）以上の出産が対象です。（死産、流産、早産を含みます）
- 出産予定日の6カ月前から届出ができます。出産後の届出はいつでも可能です。

【保険料納付が免除される期間】

- 出産予定月または出産月の前月から4カ月間の保険料が免除されます。
（多胎妊娠の場合は、出産予定月または出産月の3カ月前から6カ月間）
※免除を受けても将来の年金受給額は減りません
- すでに該当期間分の保険料を納付している場合には、保険料を後日お返しします。
- 産前産後期間も付加保険料（月額400円）を納付することができます。

【届出に必要なもの】

母子健康手帳、マイナンバーカード（お持ちでない方は、マイナンバーが確認できる書類および本人確認ができる書類を提示してください）

○浜田年金事務所 出張年金相談

相談日 5月13日(火)・27日(火) 相談時間 10:00～15:30

相談場所 市立市民学習センター 104 研修室

☆要予約 相談日の1カ月前から受付

※なお、定員に達した時点で受付は終了します。

予約の際は、お手元に基礎年金番号のわかるものをご用意ください。

〔年金相談の予約・問い合わせ先〕 浜田年金事務所 ☎ 0855-22-0670 ☎ 0855-23-0442

※年金相談には、基礎年金番号がわかる書類（基礎年金番号通知書、年金手帳、年金証書または年金額改定通知書などに記載されています）、マイナンバー（個人番号）がわかるもの、本人確認ができる身分証明書（運転免許証等）などをお持ちください。代理の方の場合は、委任状と代理の方の本人確認ができる身分証明書が必要です。

※浜田年金事務所でも相談される場合も、電話での予約が必要です。

「人権擁護委員の日」特設人権相談所を開設します

～ 6月1日は「人権擁護委員の日」です ～

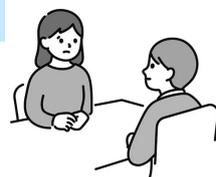
人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、法務局の職員と協力して人権侵害から被害者を救済したり、人権の考えを広めたりする活動をしている民間のボランティアです。

昭和24年6月1日に人権擁護委員法が施行されたことを記念して、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、全国各地で「全国一斉『人権擁護委員の日』特設人権相談所」を開設しています。

〈開設日時・場所〉

- 5月26日(月) 10:00～12:00 市立宿泊交流センター「ぬくもりの里」
- 6月2日(月) 9:00～16:00 益田市人権センター

人権擁護委員はあなたの街のパートナーです。相談は無料で秘密は厳守します。お困りのことがありましたらお気軽にご相談ください。



【問い合わせ先】 益田人権擁護委員協議会（松江地方法務局益田支局内） ☎ 22-0429